

保護者の皆さまへ

泉佐野市 子育て支援課

「緊急事態宣言」後の新型コロナウイルス感染症に関する
市内の認定こども園・保育園等の自主登園等の要請について【第 5 報】(お願い)

平素は本市の教育・保育施策に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

「緊急事態宣言」の発令を受け、国及び大阪府の通知を踏まえ、感染拡大防止及びお子様とご家族の健康・安全を第一に考え、市内の認定こども園・保育園等の対応を下記のとおりとします。

保護者の皆さまにおかれましては、本市の対応にご理解ご協力頂きますとともに、お子さまとご家族の健康状態の把握ならびに感染の拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 対応期間：令和 2 年 4 月 8 日（水）～5 月 6 日（水）（小中学校の休業期間中）
2. 市内の認定こども園・保育園等の対応

○ 認定こども園（1 号認定：教育利用）・・・5 月 6 日（水）まで休園します。

（※ただし、就労家庭等を対象とした預かり保育を実施します。）

○ 認定こども園・保育園（2 号・3 号認定：保育利用）・・・開園しますが自主登園を要請します。

「緊急事態宣言」の発令を受けて、お仕事をお休みされて家にいる場合など、自宅での保育の協力が可能な場合は、できる限りお子様の登園を控えていただくよう、再度要請します。

【自主登園の要請をお願いする保護者の方（例）】

- ・緊急事態宣言等によりお仕事がお休みとなる方
- ・在宅勤務（テレワーク等）によりご家庭でお仕事をされる方
- ・保育の協力を家族や親族等に依頼できる方
- ・育休、産休中の方

※自主等園は要請です。医療従事者の方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方、社会の機能を維持するために就業を維持することが必要な方などについては、各園は通常どおり開園していますので、ご利用ください。

※ 認定こども園・保育園等を休んだ場合（自主登園による休園・臨時休園）の保育料の軽減

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い休園措置（自主登園による休園及び臨時休園等）をとった場合、3 月 2 日以降、欠席日数に応じて保育料を日割計算し、減額いたします。（※3 歳未満児が対象）保育料は通常どおりお支払いいただきますが、その後保育料を減額し、差額をお返しいたします。

問合せ先：泉佐野市役所 子育て支援課 保育係
TEL 072-463-1212（内線 2381～2383）

保護者の皆さまへ

泉佐野市 子育て支援課

「緊急事態宣言」後の新型コロナウイルス感染症に関する市内の認定こども園・保育園等の緊急対応について〔第 2.5 段階〕

「緊急事態宣言」の発令を受け、認定こども園・保育園等については、4月8日(水)から5月6日(水)（小中学校の休業期間中）まで、引き続き**〔第 2.5 段階〕**の対応となります。保護者の皆さまにおかれましては、本市の対応についてご理解とご協力をお願いします。

○全園児の保護者の皆様へ自主登園を要請します。

「緊急事態宣言」の発令を受けて、お仕事をお休みされて家にいる場合など、自宅での保育の協力が可能な場合は、できる限り、お子さまの登園を控えていただき、自主登園いただけるようご理解とご協力をお願いいたします。

**【例】・育休、産休中の方・緊急事態宣言等によりお仕事がお休みになる方・在宅勤務でお仕事される方
・保育の協力を親族等に依頼できる方**

※自主登園は、可能な限り家庭での保育の協力を要請するものです。園は開園しております。

〔第 2.5 段階〕（市内に感染者が確認された場合）

《 現時点 4月8日(水) ～ 》

●市認定こども園等の対応 → 自主登園を要請します。（登園は可能、保育利用は実施）

○ 認定こども園（1号認定：教育利用）・・・休園します。

（※ただし、就労家庭等を対象とした預かり保育を実施します。）

○ 認定こども園（2号・3号認定：保育利用）・・・開園しますが、自主登園を要請します。

●園児や園の職員が濃厚接触者と特定・・・園児（保護者等が感染した場合）や園の職員が濃厚接触者と特定された場合、2週間、登園を認めず家庭保育（職員は自宅待機）を要請します。

●園児への対応

- ・園児の健康観察の徹底。・手洗い、うがいの徹底、施設を頻繁に換気し、環境保持。
- ・多数の園児が集合する行事を自粛。・園外活動の行事を中止又は延期。

●保護者への対応

- ・下記のいずれかに該当する場合、登園を自粛させること。
園児に咳などの風邪の症状や発熱（37.5度以上）がある場合。
園児に強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合。
園児が解熱後24時間以上経過後も呼吸器症状に改善傾向が見られない場合。
- ・園児に症状がなくても、登園させることに不安を感じた場合は、保護者の判断で園を休ませること。

●その他の留意事項

- ・現在予定している、保護者の方が集まる説明会や集会等は回数、場所を分けるなど、少人数で実施することとし、今後の集会等は中止又は延期し、説明が必要な場合も説明会は開かず、文書・メール等で対応する。
- ・職員や園児は外部の不特定多数の者との接触を極力避けるよう努めること。
- ・納入業者など外部からの来所者については、衛生保持に留意し、必要最小限にとどめること。
- ・職員の健康管理を徹底し、発熱や倦怠感等、健康に不安を感じた場合は管理職に相談し、指示を仰ぐこと。



【第3段階】（市内の就学前施設等で感染者（園児又は職員）が確認された場合）

●市内の認定こども園等の対応

認定こども園等が当該施設である場合 ⇒ 2週間の臨時休園

認定こども園等が当該施設でない場合 ⇒ 自主登園（登園は可能、教育・保育は実施）

（※全園児について、ウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り家庭での保育の協力を要請します。）

（※各園の判断において、自主的に臨時休園の判断をすることを妨げません。）

●【第2段階】での対応を継続

●感染園児の兄弟姉妹が濃厚接触者と特定・・・感染園児の兄弟姉妹に対し、自宅待機を要請します。



【第4段階】（市内の複数の就学前施設等で感染者が確認された場合）

●市内の認定こども園等の対応

●【第3段階】の対応に加え、発生状況（発生地域、発生時期等）を考慮し、市内全域もしくは地区を限定した臨時休園を検討します。

○自主登園により認定こども園・保育園等が休園・臨時休園になった場合の保育料の軽減について

3月27日付で国において、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い休園措置（自主登園による休園及び臨時休園等）をとった場合、3月2日以降、欠席日数に応じて日割り計算により減額ができるよう規定が改正されました。これを踏まえ、本市では、日割りにより保育料を再計算し、減額いたします。（※3歳未満児が対象）

※3月・4月・5月分（5月6日（水）まで）の保育料は通常どおりお支払いいただくこととなりますが、その後、保育料を減額し、差額をお返しいたします。